

# 福岡県公報

平成二十年三月十九日  
第二千七百九十九号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

福岡県水道法施行細則の一部を改正する規則 (水道整備室) ……………

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則 (警察本部駐車対策課) ……………

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………

## 規則

福岡県水道法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十四号

福岡県水道法施行細則の一部を改正する規則

福岡県水道法施行細則(平成九年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(書類の提出等)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十五号

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

### 正する規則

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則(昭和四十七年福岡県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び福岡県警察東浜駐車対策センターにおいて同条第六項に規定する車両の保管を行った場合」を削る。

第二条の表を次のように改める。

違法駐車車両の種類	負担金の額
普通自動車	一万二千円
大型自動二輪車及び総排気量が・二五 リットルを超える普通自動二輪車	五千円
総排気量が・二五 リットル以下の普通自動二輪車	四千円
原動機付自転車	三千円
その他の車両	実費に相当する額

### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十六号

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年福岡県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び福岡市」を「福岡市及び久留米市」に改める。  
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

申請番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

( ) 福祉事務所・保健福祉環境事務所

福岡県 (母子・寡婦) 福祉資金貸付申請書

年 月 日 申請

(1) 申請者氏名	フリガナ	住所	(〒 ) 番 ( ) 番 ( ) 番	(居住) ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 (勤務先)			
	フリガナ	住所	(〒 ) 番 ( ) 番 ( ) 番	(居住) ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 (勤務先)			
(2) 資金名	(一般・特別)	資金申請額	総額	月額	期間	年 月 から 年 月 まで	
		生活保護	受給中	受給なし			
(4) 家族状況	続柄	氏名	生年月日	年令	勤務先(学校名)	同居	年間労務収入
(5) 償還方法	月賦	月賦	半年賦	年賦			
(6) 償還金額(回数・年数)	回数	年数					
(8) 連帯借受人	フリガナ	住所(〒 ) 番 ( ) 番 ( ) 番					
(9) 学校名	小学校	中学校	高等学校				
(10) 母子・寡婦となった時期	離婚	遺棄	生死不明	未嫁の母			
(11) 母子・寡婦となった理由	死亡(病死、交通事故、その他)	海外在留	精神又は身体の障害				
(12) 連帯保証人	連帯保証人①	フリガナ	住所(〒 ) 番 ( ) 番 ( ) 番	職業	勤務先住所	TDL	( ) 年 月 から ( ) 年 月 まで
	連帯保証人②	フリガナ	住所(〒 ) 番 ( ) 番 ( ) 番	職業	勤務先住所	TDL	( ) 年 月 から ( ) 年 月 まで

(13) 貸付申請の理由													
(14) 他の借入金の状況(世帯)	借入人名	借入金名	借入時期	借入金額	返済月額	未償還額	完済予定日	負債総額	土地建物	宅地	住宅	店舗	その他
(15) 資産状況(世帯)													
(16) 償還の財源及び償還計画													
(17) 貸付口座(申請者名義)	銀行	支店	普通・当座	口座番号									
(18) 福岡県母子・寡婦福祉資金の借入について、関係書類を添えて申請します。													

上記の借入について連帯して債務を負担します。

年 月 日 連帯保証人 印

年 月 日 連帯保証人 印

福岡県知事 殿

申請書記入上の注意事項

この申請書に記入される際には下記の点にご注意ください。

- (1) 貸付けを申請する人の氏名及び住所を記入します。氏名は正しい読み方をカタカナで記入ください。なお、就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請の場合は、児童が申請者となることとなります。
- (2) 資金名、申請額及び期間を記入します。母子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の貸付金があり、貸付額、貸付期間もまちまちです。わからないことは保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (3) 生活保護の受給状況について該当する□にシ点を付けます。
- (4) 同居の家族全員を記入します。続柄の欄は申請者からみた続柄となります。年間就労収入の欄は平均月収を1.2倍した額を記入します。なお、連帯借受人については、同居していても記入してください。
- (5) 償還しやすい方法を選び、□にシ点を付けます。
- (6) 償還回数、年数は資金ごとにこなっています。それに応じた償還金額についてもわからないことは、保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (7) その他の収入について年額を記入します。合計の欄は、同居家族の収入にその他の収入を加えた額を記入します。
- (8) 就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、母が申請者となった場合に子の氏名及び住所を記入します。
- (9) 技能習得資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、対象となる学校について記入します。
- (10) 母子又は寡婦となった時期を記入します。
- (11) 母子又は寡婦となった理由について該当する□にシ点を付けます。
- (12) 連帯保証人は原則として県内に居住する親族1人又は2人を必要とします。保証能力、年齢等に制限がありますので、わからないことは保健福祉環境事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (13) 貸付申請の理由を、具体的に詳しく記入します。
- (14) 世帯の他の借入金の有無について該当する□にシ点を付けます。負債がある場合、その総額を詳しく記入しただうえで、その内訳を記入します。記入欄が不足する場合は別紙に記入し、添付してください。
- (15) 土地、建物等の資産状況について記入します。
- (16) 償還にあてる財源及びその計画等について具体的に詳しく記入します。
- (17) 貸付口座を記入します。コードについてはわかる範囲内で記入してください。
- (18) 申請者、連帯借受人及び連帯保証人がそれぞれ筆名、押印します。

資金別添付書類調査点検表

母子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の資金があります。資金ごとに必要とする添付書類は下記のとおりです。その他にも必要とする書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。添付書類に不備がある場合、貸付決定ができないこともありますのでご注意ください。

○・・・申請時に必要な書類  
 ◎・・・貸付決定後に必要な書類  
 △・・・借り受け目的別に必要な書類

資金名	事業開始	事業継続	住宅	就職支度	技能習得	生活	転宅	修学	就学	修業	医療	結婚	特別
添付書類													
戸籍簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人所得証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業開始計画書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業継続計画書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅工事計画書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記簿簿本の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借家等の賃貸借契約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就職・採用証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
入学・在学・修業証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療を受ける期間を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
離職の日を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弁護士への委任状等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他資金の借受けない申立書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療費計算書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保険給付に係る給付費通知等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
結婚証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童扶養手当証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
口座証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残高証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借用書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人印鑑証明書(20才以上の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯借受人印鑑証明書(20才以上の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法廷(理)の同意書(借付期間前)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※法定代理人の同意書は借受人が児童又は父母のない児童の場合のみ必要です。

懲り振十叩の (職) 廿

「 (強制執行)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは強制執行を受けても異議のないことを承諾したものである。」

也

「 (居住地等の調査)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、住所等の変更をしているにもかかわらず、住所等及び氏名変更の届出を怠った場合、地方公共団体への住民票及び戸籍等の調査が行われることを承諾する。

(強制執行等)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは、資産及び収入の状況につき、官公庁への調査又は銀行、信託会社、若しくは雇主、その他の関係人への調査が行われることを承諾し、強制執行を受けても異議のないことを承諾する。」

「 〆〆〆〆〆〆

懲り振十叩の (職) 廿

「 (強制執行)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは強制執行を受けても異議のないことを承諾したものである。」

也

「 (居住地等の調査)

借受人及び連帯保証人は、住所等の変更をしているにもかかわらず、住所等及び氏名変更の届出を怠った場合、地方公共団体への住民票及び戸籍等の調査が行われることを承諾する。」

(強制執行等)

借受人及び連帯保証人は、地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは、資産及び収入の状況につき、官公庁への調査又は銀行、信託会社、若しくは雇主、その他の関係人への調査が行われることを承諾し、強制執行を受けても異議のないことを承諾する。」

「 〆〆〆〆〆〆

懲り振十叩の (職) 廿

「 (強制執行)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは強制執行を受けても異議のないことを承諾したものである。」

也

「 (居住地等の調査)

連帯保証人は、住所等の変更をしているにもかかわらず、住所等及び氏名変更の届出を怠った場合、地方公共団体への住民票及び戸籍等の調査が行われることを承諾する。

(強制執行等)

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは、資産及び収入の状況につき、官公庁への調査又は銀行、信託会社、若しくは雇主、その他の関係人への調査が行われることを承諾し、強制執行を受けても異議のないことを承諾する。」

「 〆〆〆〆〆〆

懲り振

(懲り振)

「 〆〆〆〆〆〆 〆〆〆〆〆〆 〆〆〆〆〆〆 〆〆〆〆〆〆

(懲り振)

2 この規則の施行の際、現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）